

# 能登半島地震で被害を受けられた方々の修理を応援します (佐渡市能登半島地震被災復旧応援金のご案内)

令和6年2月 佐渡市 建築住宅課

このたび被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

佐渡市能登半島地震被災復旧応援金は、令和6年能登半島地震により被災した住宅などの修理等に対し復旧の応援金を交付するものです。

支 援 内 容	
支援対象者	佐渡市にお住まいの方（市内に所在する事業所も含む）
支援要件 ・ 応援金額	<p><b>1 住宅</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模半壊（40～50％） 100万円</li> <li>・中規模半壊（30～40％） 50万円</li> <li>・半壊（20～30％） 50万円</li> <li>・準半壊（10～20％） 30万円</li> <li>・一部損壊               <ul style="list-style-type: none"> <li>修理等20万円以上の場合 10万円</li> <li>修理等10万円以上の場合 5万円</li> <li>修理等 5万円以上の場合 2万5千円</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 住宅以外</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非住宅、構築物               <ul style="list-style-type: none"> <li>修理等10万円以上の場合 5万円</li> <li>修理等 5万円以上の場合 2万5千円</li> </ul> </li> </ul> <p>※住宅については、り災証明書が必要となります。非住宅及び構築物については、り災届出証明書が必要となります。            ※対象となる修理費は、施工業者に発注して実施する修理等における経費（税込）となります。            ※能登半島地震で被災し、1月1日以降に修理したのも対象となりますが、<u>修理前の被害状況が確認できる写真が必ず必要となります。</u>            ※届出は1人1件までとなります。            （例）住宅と非住宅と構築物は同時にもらうことはできません。</p>
届出期間	令和6年2月15日（木）から令和6年3月29日（金）まで <span style="color: red;">令和6年6月28日（金）まで</span>
提出先	佐渡市役所建築住宅課（本庁舎3階）・各支所、行政サービスセンター
届出時に 必要な書類	<p><b>【届出後、修理を行う方】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①能登半島地震被災復旧応援金届出書</li> <li>②り災証明書またはり災届出証明書の写し</li> <li>③修理等の見積書の写し（任意様式）</li> <li>④被害状況がわかる写真</li> </ol> <p><b>【すでに修理が完了している方】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①能登半島地震被災復旧応援金届出書</li> <li>②り災証明書またはり災届出証明書の写し</li> <li>③契約書または請求書の写し</li> <li>④領収書の写し</li> <li>⑤被害状況がわかる写真、修理等が完了した状況がわかる写真</li> <li>⑥能登半島地震被災復旧応援金完了報告書</li> </ol> <p>※届出用紙は佐渡市役所建築住宅課窓口及び各支所、行政サービスセンターの窓口に用意してあります。また、佐渡市ホームページからもダウンロードできます。</p>

支 援 内 容	
修理等完了 期限	令和6年12月31日（火）まで
応援金の 交付	修理等完了後、完了報告書を提出してください。口座振込により応援金を交付します。
その他	①り災証明書またはり災届出証明書の発行については、佐渡市役所防災課までお問合せください。 ②届出者が窓口に来られない場合は、委任状の添付により代理人による提出も可能です。 ③応援金の受付は、予算額に到達次第終了させていただきます。

#### 対 象 物 件

- 住 宅： 兼用住宅及び併用住宅は住宅とみなします。空き家は対象外となります。
- 非住宅：
  - ・住宅と別棟の納屋、車庫、倉庫、作業所等
  - ・宿泊業、店舗、事務所等の営業所
- 構築物： コンクリートブロック、石、レンガ等で築造された塀、擁壁及び敷地内屋外舗装等になります。

#### 対象となる例

- 屋根瓦修理、外壁修理、内外装修理、建具修理、給排水管修理、給湯器修理、ブロック塀修理  
ブロック塀撤去、敷地内屋外舗装修理、倒壊や破損した対象物件の解体や瓦礫処分費用

#### 対象とならない例

- 空き家、家電製品、器具、家具、灯籠、墓石、寺社仏閣の非住宅・構築物

応援金交付後に偽り、その他不正な手段が判明した場合は、応援金を返還させていただきます。

#### ■お問い合わせ先■

佐渡市役所 建設部 建築住宅課 建築係

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地

電話（直通）0259-67-7403

佐渡市ホームページ <https://www.city.sado.niigata.jp/>

## 手続きの流れ

### 1 届出後に修理を行う方

#### (1) 届出

必要なもの	
1. 能登半島地震被災復旧応援金届出書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"><li>届出者が記入してください。</li><li>届出用紙は、佐渡市建築住宅課窓口、各支所行政サービスセンター窓口または佐渡市ホームページからダウンロードして入手してください。</li></ul>
2. り災証明書またはり災届出証明書の写し	【住宅】り災証明書 【非住宅・構築物】り災届出証明書 ※防災課で発行のもの ※届出者名と同じ名義のもの
3. 修理等の見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"><li>修理等を依頼する施工業者から作成してもらってください。</li></ul>
4. 被害状況がわかる写真	<ul style="list-style-type: none"><li>修理前写真は令和6年1月1日以降のもの</li></ul>
5. 委任状	<ul style="list-style-type: none"><li>代理人による提出の場合のみ</li></ul>

- 届出者が窓口に来られない場合は、委任状の添付により代理人による提出も可能です。

#### (2) 修理

- 届出受付後、施工業者に連絡し修理を始めてください。
- 修理が完了し修理代金の支払い後、完了報告の手続きを行ってください。
- 届出後に修理内容等に変更が生じた場合
  - 見積書の修理内容、修理金額が変更になる場合  
変更後の内容で完了報告を行ってください。
  - 施工業者を変更する場合  
市内の法人または個人事業主であれば可能です。変更後の市内の法人または個人事業主で完了報告を行ってください。

#### (4) 修理完了後

必要なもの	
1. 能登半島地震被災復旧応援金完了報告書 (様式第2号)	• 届出者が記入してください。
2. 契約書または請求書の写し	• 宛名(届出者名)、日付、施工業者名が記載されているもの
3. 領収書の写し	• 宛名(届出者名)、日付、但し書き等必要事項が全て記載されているもの • 施工業者名が記載されており、印紙が貼付けてあるもの
4. 修理等の内訳書	• 見積書、請求書及び契約書の写しでも可 • 対象修理内容と金額の内訳がわかるもの • 数量、単価等が記載されているもの • 領収書と同額のもの • 届出時に提出したのと同じ場合は省略することができます。
5. 修理等が完了した状況がわかる写真	• 修理箇所ごとに修理前後が比較できるもの • 実際に修理等を実施したか完了写真でわかりにくい場合は、作業中の写真もご用意ください。
6. 応援金振込口座が確認できるもの	• 完了報告書の振込口座に記載する内容が確認できるもの(通帳の写し等) • 口座名義人は届出者と同じもの
7. 委任状	• 代理人による提出の場合のみ

• 修理完了後、すみやかに書類を提出してください。

#### (5) 決定額の通知

• 完了時の提出書類等について審査し、応援金の決定通知を郵送します。

#### (6) 支払い

• 報告いただいた通帳の口座に応援金を振込みます。

## 2 すでに修理が完了している方

### (1) 届出・修理完了後

必要なもの	
1. 能登半島地震被災復旧応援金届出書 (様式第1号)	• 届出者が記入してください。 • 届出用紙は、佐渡市建築住宅課窓口、各支所行政サービスセンター窓口または佐渡市ホームページからダウンロードして入手してください。
2. 能登半島地震被災復旧応援金完了報告書 (様式第2号)	
3. り災証明書またはり災届出証明書の写し	【住宅】り災証明書 【非住宅・構築物】り災届出証明書 ※防災課で発行のもの ※届出者名と同じ名義のもの
4. 契約書または請求書の写し	• 宛名(届出者名)、日付、施工業者名が記載されているもの
5. 領収書の写し	• 宛名(届出者名)、日付、但し書き等必要事項が全て記載されているもの • 施工業者名が記載されており、印紙が貼付けてあるもの
6. 修理等の内訳書	• 見積書、請求書及び契約書の写しでも可 • 対象修理内容と金額の内訳がわかるもの • 数量、単価等が記載されているもの • 領収書と同額のもの • 届出時に提出したものと同一場合は省略することができます。
7. 被害状況がわかる写真	• 修理前写真は令和6年1月1日以降のもの • 修理前写真が必ず必要
8. 修理等が完了した状況がわかる写真	• 修理箇所ごとに修理前後が比較できるもの • 実際に修理等を実施したか完了写真でわかりにくい場合は、作業中の写真もご用意ください。
9. 応援金振込口座が確認できるもの	• 完了報告書の振込口座に記載する内容が確認できるもの(通帳の写し等) • 口座名義人は届出者と同じもの
10. 委任状	• 代理人による提出の場合のみ

• 届出者が窓口に来られない場合は、委任状の添付により代理人による提出も可能です。

### (2) 決定額の通知

• 完了時の提出書類等について審査し、応援金の決定通知を郵送します。

### (3) 支払い

• 報告いただいた通帳の口座に応援金を振込みます。